

2022年10月

「事前の議決権行使と議場での議決権行使の不一致がもたらす法的課題
——アドバネクス事件と関西スーパーマーケット事件を契機として」

第8期 客員研究員

信州大学学術研究院（社会科学系）准教授

寺前慎太郎

要 約

近年、法人株主による議決権行使に関連して、アドバネクス事件と関西スーパーマーケット事件が注目を集めた。これらの事件では、裁判での具体的な争点こそ異なるものの、事前の議決権行使の内容と議場での議決権行使に関する言動とが一致しないことが紛争の直接的な原因となった。本稿は、それぞれの事件についての裁判所の判断を確認し、今後の株主総会実務に及ぼす影響を探るものである。

委任状などを利用して事前の議決権行使をした後で、株主本人や代理人が株主総会に出席した場合、事前の議決権行使の効力が失われることは、通説として確立している。この見解をもとに前記2つの事件についての裁判所の判断を検討すると、いずれの事件についても、第一審や異議審となった地方裁判所の判断は、通説の見解を素直にあてはめたものであり、控訴審・抗告審となった高等裁判所の判断は、通説の見解を基礎にしながらも、事実認定の変更（アドバネクス事件）や独自の規範定立（関西スーパーマーケット事件）により事案の妥当な解決を目指したものである、と評価できる。

アドバネクス事件の控訴審判決と関西スーパーマーケット事件の抗告審決定を踏まえると、訴訟リスク回避の観点からは、今後の株主総会の運営にあたり、事務的負担が新たに発生することが予想される。今後も、特殊な事例が発生したことを受けて、株主総会の運営に関する事務的負担が増加するという事態が続くのであれば、いずれは、その前提となる会社法の規律を根本的に見直すことも必要になるだろう。

以 上

（掲載誌：寺前慎太郎『事前の議決権行使と議場での議決権行使の不一致がもたらす法的課題——アドバネクス事件と関西スーパーマーケット事件を契機として』信州大学経法論集 13 号（2022 年 9 月）37-58 頁）

- （注） 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用（転用・複製等）及び改変を行うことはできません。
- 2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。